平成28年(ワ)第210号 国家賠償請求事件

原 告 又坂常人 外361名(1次291名+2次70名)

被 告 国

準 備 書 面 (10) (被害論その3)

2018 (平成30) 年10月12日

長野地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 藤 芳 嗣

同 安 藤 雅 樹

同 山 岸 重 幸

他 3 5 名

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の「成立」及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張する。しかし、原告らの被害は、けっして、被告のいうような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害し、具体的に大

きな被害を与えた。多くの市民・国民が、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保障されてきた日常は、新安保法制法により一挙に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害、安定した立憲民主政に生きる権利の侵害を受け、現実に苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもたらされている。原告らには様々な人が含まれている。年代も経験もさまざまである。そのさまざまな人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、準備書面(3)及び(8)において主張したところであるが、さらに被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

第2 原告らの被害

1 戦争経験者

原告番号2-2の男性(甲C41号証)は、1930年生まれで、戦時中軍需工場への勤労動員などを経験している。戦後「日本戦没学生の手記 きけわだつみのこえ」に掲載された、大学在学中に学徒動員により招集され22歳で陸軍特攻隊員として沖縄の海に散った上原良司の手記を読み、戦争について改めて衝撃を受けた。

同人は高等学校の教師となり、学生に戦争というもののむごさを、人間の命・自由の大切さと対極にある権力主義・全体主義の危険さを説いてきた。そういうものを防ぐためにあるのが憲法であることを語ってきた。また、市立幼稚園の園長を20年間務めたが、日々目の前で遊ぶ幼子たちの平和な未来を、自分たち大人が保障し守らなければならないということを思った。

そのような思いに反して、現在、この国が私たち市民の願いに反する方向に 向かっていることを危惧している。

2 戦争体験を持つ親に育てられた原告

原告番号220の女性(甲C42号証)は、戦地に赴いた父親を持つ女性である。同人の父は、戦後50年以上経って80歳を過ぎてなお戦地の経験のPTSDか、夜中にひどくうなされることがあった。また中国残留孤児の肉親捜しにも興味を持つなどしており、同人は、父親が中国大陸のどこかで出会っていたかもしれない同胞の苦難と悲劇に対する贖罪のような気持ちがあったのかと考えている。また、夫の父親は中国やシンガポールで兵役を務め、敗戦後はレイバン島での捕虜生活を送り、飢餓を経験するなど、本人自身が「無駄」と振り返る生活を送った。原告の母親も夫を軍隊に取られ、物資不足や家庭の切り盛り、空襲の激しい東京の実家の心配、慣れない信州での生活の苦しさなどから性格まで変わってしまったと考えている。

そのような体験談を聞き、直接戦争を知らない原告も、リアルに「戦争の傷痕」として心に刻まれている。

同人は子どもの親として、また高校教員として長年生徒と向き合ってきたが、現在、「戦争とはこの手で人を殺すこと」という事実への恐怖をより一層抱いている。自衛隊員の方々に「人を殺せ」との命令が下るときが迫っているばかりではなく、「日本企業の技術者が開発した兵器がどこかの誰かを殺した」というニュースが伝えられる想像は自分を凍り付かせると考え、これらが現実となる可能性は高く、平和的生存権が脅かされるという原告の主張は、決して曖昧・抽象的なものではないと考えている。

3 子どもや孫を持つ原告

(1) 原告番号56の原告(甲C43号証)は、中学3年生の子どもを持つ女性

である。原発事故をきっかけに政治に興味を持ち、国会での新安保法制法に対する強行採決を国会前などの抗議活動を経験した。最終的に「おかしいだろ」という国民の声が、多数派である権力者たちによる横暴で野蛮な強行採決によってかき消されてしまったと感じている。

その上で、息子が戦争に行くことになることへの不安を抱くとともに、戦争は嫌だ、平和が壊されたり、不要な戦争が作られるなら積極的に平和を訴え、平和を作っていくための工夫をしようと考えている。

(2) 原告番号147の原告(甲C44号証)は、高校生の男女2人の子どもを持つ男性である。戦争は自分のみには降りかからない、自分が戦争の片棒を担ぐことはない、と考えていたが、新安保法制の制定により、自衛隊の輸送、武器・兵器の輸送に対し、従事命令により拒否することができなくなったことについて、憤りを覚えた。人生設計上極めて不安をかき立てる法案といわざるを得ないと考えている。自衛隊が集団的自衛権の行使により前線で戦争・紛争に巻き込まれ傷つかないという補償はなく、子どもたちが自衛隊の補充として、国により自衛隊に協力を求められない補償はないと考えており、国民・勤労者・親として真剣な不安を抱いている。

4 表現者

原告番号2-1の原告(甲C45号証)は、美術評論家、作家として美術や子どもの文化に関係する文書を書いたり、様々な文化企画や美術教育に関わる仕事に携わっている者である。安保法制は憲法9条の精神をないがしろにする危険性があると感じており、子どもの文化の関係者として認めることができないと考えている。

5 教員

原告番号210の原告(甲C46号証)は、高校の教員である。新安保法制に

よって今後予想される様々な政策とその結果は、今を生きる教え子ら若者が将来 その当事者になるわけで、また現在未成年、18歳以下であるなど政策決定に手 を出すことができない子どもたちの未来の人生にも関わることであると考えて いる。その上で、彼らの誰かは世界の戦場で傷つき殺され、また殺す側にもなる ことが必然であろうと思っており、これまで自身が彼らに語ってきたことを無意 味化し、またこれからの希望を無根拠化する、立憲主義を蔑ろにする新安保法制 の成立は決して認められないと考えている。

以上